

人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりの取組について

1 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会

平成 27 年 10 月に策定した人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略を着実に推進するため設置した、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会を 5 月 17 日および 19 日に開催した。

(1) 推進協議会の構成

「ひと協議会」、「まち協議会」および「しごと協議会」の 3 協議会

(2) 推進協議会で出た主な意見

- ・ 3 協議会（ひと・まち・しごと）を設置しているが、それぞれを切り分けて議論することはできない。各協議会での議論において重なる部分が重要である。3 協議会それぞれの意見等を共有し、協議会を横つなぎすることが大切。
- ・ 関連するプロジェクトについては、相乗効果を得るため連携を図るとともに、重複感のある事業については統合するなど、総合的な観点から政策を進めていく必要がある。
- ・ 総合戦略実施計画に掲げられている事業の多くは、他府県でも取り組んでいるものが多く「滋賀らしさ」が見えにくい。事業の重点化等により「滋賀らしさ」を打ち出せないか。
- ・ 新型交付金の申請にあたっては、「滋賀ここにあり」という視点から選定していただきたい。
- ・ 企業版ふるさと納税について、滋賀を応援してもらっている企業のネットワークを構築するなどの仕組みを作って取り組む必要がある。
- ・ 第 2 次産業の比率が大きい本県の産業構造と県内大学生の就職志向にミスマッチがあり、これが県内大学生の県外への流出の原因となっている。新しい産業をつくる視点を持ちながら施策の検討をしていただきたい。

2 国における地方創生の動き

(1) 地方創生推進交付金の創設

ア 趣旨

- ・ 地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援する「地方創生推進交付金」（国予算額 1,000 億円 補助率 1/2）を創設

イ 交付対象事業

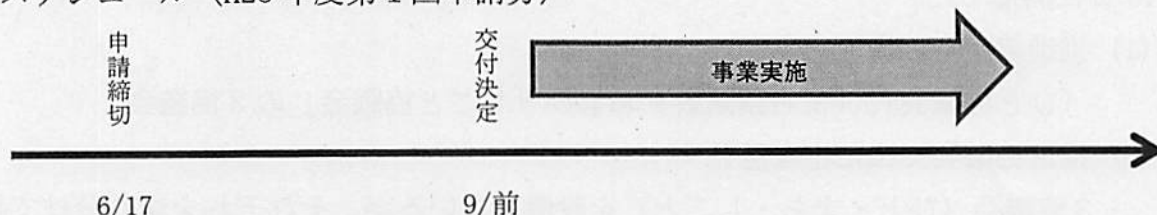
- ・ 地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、当該交付金を交付
- ・ 地方創生の深化に向けた“先導的”な以下のような事業が交付対象
(7) 官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業

- (イ) 先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- (ウ) 既存事業の隘路を発見し、打開する事業

ウ 申請事業数等

- ・申請事業数は、都道府県は5事業まで（市町村は2事業まで）
- ・平成28年度は、“6月”と“秋～冬ごろ”の計2回認定申請手続きが行われる予定

エ スケジュール（H28年度第1回申請分）



(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

ア 趣旨

- ・地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすため、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））を創設

イ 制度の概要

- ・地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例を適用

(ア) 地域再生計画の作成

a 計画の作成主体

総合戦略を策定した都道府県、市町村

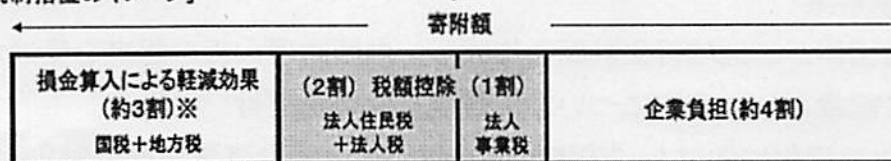
b 計画の対象事業

総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業

(イ) 対象となる寄附の要件

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

[税制措置のイメージ]



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定した人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略（以下「総合戦略」という。）を着実に推進するため、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 総合戦略の推進に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況に関すること。
- (3) その他総合戦略の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進協議会の構成は、「ひと協議会」、「まち協議会」および「しごと協議会」の3協議会（以下「各協議会」という。）によるものとする。

- 2 各協議会は、別紙に掲げる基本構想審議会の委員、団体等の代表者等および滋賀県の関係職員で構成する。
- 3 各協議会に会長を置き、各協議会において互選により定める。

(運営)

第4条 各協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 各協議会は、必要に応じて合同協議会を開くことができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の運営に必要な事務は、滋賀県総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

協議会構成員

協議会名		氏名	団体 役職等	
ひと協議会	基本構想 審議会委員	大橋 建男	(公募委員)	
		神部 純一	滋賀大学社会連携研究センター 教授	
		笹田 昌孝	滋賀県病院事業庁長/京都大学名誉教授	
		谷口 久美子	NPO法人CASN理事長	
		中江 しげ子	滋賀県地域女性団体連合会 常任理事	
		中澤 景古	滋賀県青年団体連合会 理事	
		中山 道雄	中日新聞社 大津支局長	
		成瀬 和子	NPO法人しみんふくし滋賀 専務理事	
	団体等		滋賀県医師会	
			滋賀子育てネットワーク	
			社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	
			滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	
			滋賀県老人クラブ連合会	
			滋賀県老人福祉施設協議会	
			滋賀県介護福祉士会	
			おおつ男性会議	
			滋賀県小学校長会	
			滋賀県中学校長会	
			滋賀県PTA連絡協議会	
			滋賀県少年補導員連絡協議会	
	県		総合政策部次長	
			県民生活部次長	
			健康医療福祉部次長	
			商工観光労働部次長	
			教育委員会事務局次長	
			警察本部警務部長	

協議会名		氏名	団体 役職等	
まち協議会	基本構想 審議会委員	今川 晃	同志社大学政策学部 教授	
		荘林 幹太郎	学習院女子大学国際文化交流学部 教授	
		塚口 博司	立命館大学理工学部 特任教授	
		高橋 信治	(公募委員)	
		津野 洋	大阪産業大学人間環境学部 教授	
		殿村 美樹	株式会社TMオフィス 代表取締役	
		林 春男	国立研究開発法人防災科学技術研究所 理事長	
		藁谷 浩介	日本総合研究所調査部 主席研究員	
	団体等		滋賀県青年団体連合会	
			滋賀県木材協会	
			公益社団法人びわこビジターズビューロー	
			滋賀県農業協同組合中央会	
			(公社) 滋賀県建設産業団体連合会	
			(公社) 滋賀県建築士会	
			(一社) 滋賀県バス協会	
			京阪電気鉄道(株) 大津鉄道部	
			滋賀県民俗文化財保護ネットワーク	
			公益財団法人 滋賀県体育協会	
			(公社) 滋賀県防犯協会	
			(公財) 滋賀県交通安全協会	
	県		総合政策部次長	
			総務部次長	
			県民生活部次長	
			琵琶湖環境部次長	
			商工観光労働部次長	
			農政水産部次長	
			土木交通部次長	
			教育委員会事務局次長	
		警察本部警務部長		

協議会名		氏名	団体 役職等
しごと協議会	基本構想 審議会委員	伊熊 泰子	(株)新潮社「芸術新潮」編集部編集者
		上岡 瞳	(公募委員)
		川原 あけみ	(公募委員)
		北川 陽子	しが中小企業女性中央会 会長
		佐和 隆光	滋賀大学 特別招聘教授
		大道 良夫	滋賀経済団体連合会 会長
		竹中 仁美	滋賀県商工会女性部連合会 会長
		安田 昌司	滋賀県立大学産学連携センター 副センター長 教授
		山田 清	滋賀県労働者福祉協議会 会長
	団体等		滋賀県商工会議所連合会
			滋賀県商工会連合会
			滋賀県中小企業団体中央会
			滋賀経済同友会
			一般社団法人 滋賀経済産業協会
			一般社団法人 滋賀県銀行協会
			環びわこ大学・地域コンソーシアム
			滋賀労働局
			滋賀県シルバー人材センター連合会
			滋賀県林業研究グループ
			滋賀県指導農業士会
	県		総合政策部次長
			県民生活部次長
			琵琶湖環境部次長
			商工観光労働部次長
			農政水産部次長
			教育委員会事務局次長

人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会
総合戦略関連プロジェクト

基本構想重点政策／総合戦略プロジェクト	ひと	まち	しごと
重点政策1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現			
「結婚・出産・子育てするなら滋賀」プロジェクト	○		
「豊かな学びのフィールド・滋賀」人づくりプロジェクト	○		
“ひとつながり”の地域づくりプロジェクト	○		
重点政策2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現			
働く力・稼ぐ力向上プロジェクト			○
高齢者の社会参加・健康長寿実現プロジェクト	○		
重点政策3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造			
滋賀ウォーターバレープロジェクト			○
次世代のための成長産業創出プロジェクト			○
産業人材育成・確保プロジェクト	○		○
滋賀エネルギーイノベーションプロジェクト		○	○
重点政策4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現			
琵琶湖と人の共生でにぎわい創生プロジェクト		○	
重点政策5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信			
移住促進プロジェクト		○	
滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト		○	
「山～里～湖」農山漁村つながりプロジェクト		○	○
滋賀の農業次世代継承「世界農業遺産」プロジェクト		○	○
重点政策6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造			
「東京オリンピック・パラリンピックで滋賀を元気に！」プロジェクト	○	○	
重点政策7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現			
持続可能な県土づくりプロジェクト		○	
交通まちづくりプロジェクト		○	
地域の防災・防犯力向上プロジェクト	○	○	
滋賀らしいゆとり生活再生プロジェクト		○	